１～３年生の保護者の皆様へ

県内の高等学校等に通う生徒向け

福島県高校生等 家計急変 による「奨学給付金」申請のご案内

福島県教育委員会では授業料以外の教育費負担を軽減するため、低中所得世帯の方に奨学給付金を給付します。

また、**令和８年１月以降に家計が急変したことにより奨学給付金の対象世帯に相当すると見込まれる世帯を対象として、申請に基づき奨学給付金を給付します。**

制度の概要

【注意】７月２日以降に家計急変した場合の基準日について
⇒ 申請のあった月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）の１日となります。

※「所得割非課税世帯相当」かどうかは、「所得金額の求め方」を参照してください。

※申請時に既に家計急変が解消された場合は給付対象外となる場合があります。

通常の奨学給付金は別途ご案内していますので、そちらをご確認ください。

◆ 対象となる世帯

令和８年７月１日（基準日）現在、次の①～③のすべてに該当する世帯

① 保護者等が福島県内に住所を有すること
※ 「保護者等」とは、「親権者・未成年後見人のない場合の主たる生計維持者を含む」という意味です。
※ 保護者等の住所が福島県外にある場合、その都道府県へ申請することになります。

② 下の表の給付区分１～３のいずれかに該当すること
※ 両親がいる場合、父母ともに給付対象に相当することが必要です。

③ 生徒が平成26年度以降に就学支援金対象校に入学し、基準日に在学していること
※ 対象校：高等学校、高専(1～3学年)、専修学校高等課程

◆ 生徒一人当たりの給付額（年額）

給付区分	課程等	国公立	私立	必要書類
１．家計急変により所得割非課税世帯相当であると認められる世帯	全日制 定時制	１４３，７００円	１５２，０００円	裏面Ａ
	通信制	５０，５００円	５２，１００円	
２．家計急変により保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が100円以上105,500円未満である世帯（年収270～380万円相当の世帯）	全日制 定時制	４７，９００円	５０，６７０円	
	通信制	１６，８３０円	１７，３７０円	
３．家計急変により保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円以上182,500円未満である世帯（年収380～490万円相当の世帯）	全日制 定時制	３５，９３０円	３８，０００円	
	通信制	１２，６３０円	１３，０３０円	

※注意 申請時期により給付額が異なります。

７月２日以降に家計が急変した世帯については、原則、申請のあった月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）以降の月数に応じて算定した額を給付します。

◆ 申 請 者
福島県内に住所を有する保護者等

◆ 給付方法
給付決定後、保護者等の口座に一括で振込
※ 振込の前に給付決定通知書を郵送します。

◆ そ の 他
災害等により制服が喪失・毀損し、再度制服の購入が必要である場合に受けられる給付があります。
詳細を知りたい方や申請を希望する方はお問い合わせください。

申請手続等

◆ 申請方法・提出先（申請する前にお問い合わせください）
申請書に必要書類（※裏面参照）を添えて在学する学校に提出
（申請書は高校教育課ホームページからダウンロードすることもできます。）

◆ 提出期限
（家計急変世帯については提出期限以降も随時受付）

令和８年 ９月 30日（水）

※前倒し給付を申請された方へ
「◆対象となる世帯」に該当する場合、
残りの給付額を給付しますので、
忘れずに今回も申請してください。

注意事項
・ 対象生徒が2人以上いる場合、**それぞれの生徒ごとに申請が必要**です。

【お問合せ先】
学校法人石川高等学校（電話：0247-26-5151）
又は福島県教育庁高校教育課 奨学給付金担当（電話：024-521-7775）
メールアドレス k.koukoukyouiku@pref.fukushima.lg.jp

福島県奨学給付金
検索

＜ 家計急変 による「奨学給付金」必要書類等 確認チャート＞

※1～3は下段の説明をお読みください。

令和8年1月以降、経済状況等の悪化により収入が減少しましたか？

いいえ → 家計急変世帯向けの奨学給付金の対象となりません。

はい ↓

保護者等の住所は福島県ですか？
（基準日現在） ※1

いいえ → 保護者等の住所のある都道府県へご相談ください。
※注意 家計急変世帯への支援の実施の有無は、各都道府県で対応が異なりますのでご注意ください。

はい ↓

生徒は平成26年度以降に高等学校等に入学し、1～3年に在学していますか？
（基準日現在） ※1

いいえ → 家計急変世帯向けの奨学給付金の対象となりません。

はい ↓

別途配付した通常の奨学給付金のご案内をご覧になり、対象となるかご確認ください。
給付対象世帯にあてはまりますか？

はい → 通常の奨学給付金の対象となる方は、家計急変世帯向け奨学給付金の対象ではありませんので、**通常の奨学給付金の申請を行ってください。**

いいえ ↓

生徒は日本国籍を有していますか？

いいえ → 詳しくは高校教育課(024-521-7775)にお問い合わせください。

はい ↓

家計急変し収入減少した以降の1年間の年収見込額が「所得金額の求め方」に記載されている所得基準額以内(＝非課税世帯相当)ですか？ ※2

はい → 《必要書類》 Ⓐ
①「給付申請書」（様式第1号その3の1）
②「奨学給付金申込に係る家計急変状況報告書」
（様式第5号）及びその添付書類（※必ず家計急変前と家計急変後を証明する添付書類が必要です。家計急変の事由により添付書類が異なりますのでご注意ください。）
③口座振替による支払申出書（通帳のコピー貼付）※3
④高校生等就学支援金等の決定通知書のコピー
もしくは住民票(コピー不可、本籍は省略しない)
（申請者が未成年後見人の場合は、
⑤選任審判書謄本のコピー等）
「保護者がいない場合（申請者：主たる生計維持者or本人）は、
⑥扶養誓約書（様式第2号）」

いいえ ↓

保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満相当ですか？

※詳しくは高校教育課(024-521-7775)にお問い合わせください。

はい → Ⓐ

いいえ → 家計急変世帯向けの奨学給付金の対象となりません。

※1 基準日について
①家計急変事由発生日が7月1日以前の場合・・・7月1日
②家計急変事由発生日が7月2日以降の場合 ・・・申請のあった月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は申請のあった月）の1日

※2 家計急変発生日の属する月の翌月以降の1年間（ただし家計急変発生日が月の初日である場合は家計急変発生日の属する月以降の1年間）

※3 奨学給付金を受領する口座は、「申請者」名義の口座にしてください。
通帳コピーは、金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(カナ)がわかる部分を付けてください。
過去に給付を受けている場合は、そのときと同じ口座としてください。（この場合、通帳コピーは不要）

□ 提出書類には重要な個人情報が含まれますので、書類の紛失や情報流出のないよう、氏名を明記した封筒等に入れ、のり付けした上で提出するようご協力ください。
□ 授業料以外の教育費（教材費、学用品費、修学旅行費等）を支援する制度です。目的をふまえて使用してください。
学校への委任状を提出することで、申請者の方が負担する各種教育関係経費と相殺することも可能です。